

高等学校等就学支援金の書面申請について

高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が授業料の支援を受けることができるようになりました。

高校授業料の支払いが不要となるためには、申請が必要です。

この案内に沿って、〇月〇日までに事務室へ申請をしてください。

◆ 制度の詳細

◆ 高等学校等就学支援金を申請し、認定となれば授業料の支払いが不要となります。

◆ 対象となる生徒

高等学校等に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、①または②～⑤のいずれかに該当する者※

①日本国籍を有する者

<日本国籍を有しないが、以下に該当する者（該当例は P3 参照）>

②特別永住者

③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等

④定住者（将来永住する意思があると認められた者）

⑤家族滞在（日本の小学校及び中学校を卒業した者で、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者）

※ 前籍校があり、高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制、通信制課程に在学していた場合は 48 月）を超える生徒は支給の対象とはなりません。

◆ 支給を受けるには

在学する学校の事務室へ高等学校等就学支援金を申請してください。

◆ 申請方法

様式 1 の 1 「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」（就学支援金の認定を受けている在校生は、様式 1 の 2 「高等学校等就学支援金受給資格確認申請書」）に、次の書類を添付（貼付台紙にのり付け）して学校の事務室に提出してください。

◆ **必要書類**（生徒の以下のいずれかの書類。日本国籍の場合は、添付不要）

住民票の写し（原本）

特別永住者証明書の写し（コピー）

在留カードの写し（コピー）

（家族滞在は併せて提出）日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

◆ 国籍・在留資格に関する要件

| 区分 | 該当例 | 在留期間 | 支援金の支給 | (参考) |
|------------------|---|------------------------------------|---|--|
| ①日本国籍を有する者 | 日本人、日本に帰化した外国人 | — | 支給対象 | |
| ②特別永住者 | 特別永住者として本邦に在留する者 | 無期限 | 支給対象 | |
| ③永住者等 | 永住者 法務大臣から永住の許可を得た者 | 無期限 | 支給対象 | |
| | 日本人の配偶者等 日本人の配偶者、子、特別養子 | 5年、3年、1年又は6月 | | |
| | 永住者の配偶者等 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子 | 5年、3年、1年又は6月 | | |
| ④定住者 | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等） | 5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内） | 定住者のうち、「将来永住する意思があると認められた者」は、支給対象 | ●新制度対象外の在校生（留学生含む）には、旧制度の支援を継続。 ●新制度対象外の新入生（留学生除く）には、旧制度と同等の水準の予算措置を実施。 |
| ⑤家族滞在 | 教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など | 法務大臣が個々に指定する期間（5年以内） | 家族滞在のうち、「小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」は、支給対象 | |
| ⑥右記の在留資格により在留する者 | ・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動 等 | 区分の内容及び15日から5年の期間 | 支給対象外 | |

※在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。

◆ 新修学支援金、就学支援金（経過措置）について

P1に記載の「対象となる生徒」に該当しない場合、保護者等の所得を次の計算式で計算した額により、対象となる支援の制度が異なります。

$$\text{【計算式】市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

※ 就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（令和8年7月～令和9年6月分については、平成22年1月2日～4月1日生まれの生徒が対象）は、保護者等の課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出

| 区分 | 年収約910万円未満の世帯 | 年収約910万円以上の世帯 |
|--------------------------|----------------|---------------|
| 新制度対象外となる在校生 (留学生を含む) | 就学支援金（経過措置）を支給 | 新修学支援金を支給 |
| 新制度対象外となる新入生 (留学生を除く) | 新修学支援金を支給 | |

※ 年収はあくまでも目安であり、控除額等によって910万円を超えていても認定（対象）になる場合があります。

◆ 申請方法

就学支援金の審査にあたり収入状況の届出が必要となる生徒、就学支援金が不支給となる生徒には、後日お知らせ等を配付しますので、提出期限までに必要書類を提出してください。

◆ よくあるお問い合わせ



Q 所得制限はなくなったのに申請が必要なの？

A 所得制限は撤廃されましたが、新たに国籍及び在留資格等を確認するため、申請が必要となります。



◆ 次の場合は学校の事務室に必ず連絡してください

- ◇ 住所に変更がある場合
- ◇ 国籍又は在留資格の変更、在留期間の更新等がある場合
別途、手続きが必要となります。

◆ 参考

①就学支援金オンライン申請システム

e-Shien



申請はこちらから

②文部科学省 HP



リーフレット
制度概要等

③神奈川県教育委員会 HP



随時のお知らせなど

問合せ先 神奈川県立〇〇〇〇学校 事務室 電話 000-0000-0000